



門73
號 6610 39
卷

律令便蒙

衛目衛家衛寺衛

源與清稿



大平記
南都
所分
行
山門
成
山門
新
あり

唐韻子衛府とるの國衛の國府を
長記の延曆寺衛とあり延
曆寺の役所とあり我の唐書儀
衛志より唐制天子居曰衛とあり

得
天

高口早苗

侍者得代通用なりカカリヲ得ル
の裁りて任限満て新任の人を待
得しるし今俗よりふ位得りし

致仕

官職を終りて隠居候るを以て唐
書蕭懐言が侍末史文意が侍仕也
致仕の字は三代實録が御文
粹が御續文粹の管前文意が
致仕の表を多く載り物読書
にも考ふちいどとあり

所司

果と官名を定むる時の到り
ブルコ口とよみ載り

代官

カカリノ役人とも我し昔書鏡也と
二代官とあるも此名代役をいふ
明律の代官曰官と云ふことい代て
遷くも曰官といひ代て形も来るも
代官といふ

直宿

直宿

直ハ當直モ當番サリ當直當番
當番日ノヨシ

直日

當番日ノヨシ

右衛

宮殿ノ御番モリヨトマリモ心
ノヨシ

侍衛

天子ノ御座モ侍衛モ番人
ノヨシ

從駕

行幸ニ從ル御儀

驛使

侍馬モ賜リ御使モヨシ今ノ世
此序證文と帶リヨシ

馳驛

ウヤリハセテ心ノ字モ侍馬モ賜
リ行時日モ限テ乘リ急行

總領

續日本紀ニ總領ト云フ

太宰帥をいりてスバツカサガル義
の字に明律子統領とあるは兵牌
人の子とあるもいふ所 心も名
つらう

送授

其任所一行り次第京都もも修養
の考も賜もも送授官とらう

封贈

凡官人存生の向は封と云死
後も贈とらう

勲位

勲階よりあり奉の位階の外も賜
ふも月俸の外も歳禄も取も唐
國の勲階とらう爵位もいふ
中國の意は勲功あるも奉の
位階の外も勲位を賜も奉の俸
も位階の外も勲位も稱と賜
あり

火丁

火とりあり組合のししし軍團の兵

● 土を火丁とりよこ

雑役

薪を採水を採らざいの世まといふ兵
士よあふこ

貢擧

國々の府君に學問優長の者を擧て
京都の學宮に^テ擧つとよ

陰陽師

日取方角を擇ぶ者を陰陽師とよ
その道と學問んて、此陰陽師と

醫生

病刻の^{サカド}いをも^{サカド}まるとし
医城^{イシ}の者こしよ、^{イシ}官に擧用
するに^{イシ}成りよ

舉人

國々の府君に^{イシ}識りあしこ^{イシ}ん京都^{イシ}并
來て及^{イシ}才よ^{イシ}擧るとよ

書生

京國の學校にて學問修むる者とよ

義子

異性の養子子ぐんの者ともよ

庶子

下借腹の子ともよし

世子

親との嗣ともよ

花生子

定りたる妻の外に婢女妓女等子

くちやたる子ともよ

侍生子

婢女等も孕けせ卵つぎて他可とも

生いの子ともよ

嗣

侍よりアトリし家督人こ

義父母

佐よりよオヤブン也

侶優

信は傾城遊女し優にカゲた役者

の類し

良賤

良は平帯の民に賤に奴僕に今佐

之 留帳に控帳し今の世に片用字なりと
是

連署

連名の署に各書判以てし書判
ハシテ一押字も花押もソテ
乗の下の一字も字解に書き
至身名よりソテ一々同文通
考するも

戸籍

戸籍籍丹に郷里の家数人数の

帳も戸籍とリ

銚擬

銚はハカリのりし
く功過の輕重をはりし
之ニ銚擬とよ

郷貫

郷籍のりし今後より人別郷
貫

制書

勅詔のりし奉勅制勅詔
勅詔

制書 勅詔のりし奉勅制勅詔

罰せどしあひしあり欽考聖旨に
判書もいひしと鎖言子しり又
判書もいひし行を抄行といふ

印信

今の世の印判のりしに花押あり

門籍

宮城門出入の者の姓名ときき
し衛門府の帳に故に官人姓を
名乗るは門籍に今も出入りし
者門籍に記ししに姓名のくあり

出入を記さば

書字

花押に今世の書判とりあふ

判署

判押と署とい姓名もさし

戸籍

今の水帳人別帳の類に郷家の
家数人別をさししに官府の
置たりとい

度牒

度牒は僧尼の出家の証書なり

出家の者請て許さるる時三度牒
と賜ふ度、度者之氣生をも濟度
以るより度者といふ度者も賜ふ
帳付とい度牒と早し度牒の
古の書は今も残るに翻度牒
せしよと存る

勅令

カニかへ念ふに由る子勅令の印と
今依の切切判見し半をも分て左
右方の證と決りし

公文

官府より公文書と決つて公文と
よ

彈事

諸者の過罪と決り公文書と決り

賦役

賦の年貢と役の夫役と

借賃錢

借賃の肩と借賃の帳
借賃といふ借賃と

關布

關口の關津の布下布三疊の關津の
路引の布の如く向ふに四方より出合
てこゝを交易の場なり

貨物

今結のり子代物

紬

ワウギ也

絹

キヲ也

線

モロイト也又諸島を以て織物
成線と云ふ片糸の如くあり也
糸

綾

アヤ也

羅

ロ也

儀仗

行幸又ハ別殿より出席の時儀

或は月より兵仗毒縣旗の類を以て
てそり

大紅

細色

彩繡

明會典より金繡の字より金糸の縫

物

銷金

今俗よりふりバク也

鏡

ドウ也

鏡

今俗より云子ウ也

什物

膳具の類をり又明律より舖人兵

什物とてあり兵士の執持箱具

をそり

行李

行路の荷物の子し今の俗よりコリと

七柳よりともり物いけ行李の

身ことう

印烙

燧印

衣甲人甲

其子ヨコヒの子也

馬甲

馬のヨコヒ也

毒藥

鬼頭の旗

兵仗

兵具

描金

金筋繕也

梳

帆柱

木頭

ツノ樽也

烙鐵

ヤキガ子也

官田

右改官の田に明の官田と云ふ
所ありたる田と云ふ

関津

関のセキ所也津はワタシ也

越度

脇路あり多うふつを越度といふれ

ふつふつと云ふ所なり

郵駅

郵はとせり者こ駅は鳥つがの者

こ

水駅

舟をこ往来する通中の駅は舟

を泊る所の

街

今の所のここタタと云ふこ

こ泥こに浮つた

巷

所の極丁こ

園圃

野菜樹木をここる所

津渡

口タシ場

関隘

隘ハ狭きこと此隘口とて廣き川
也其ら西方より山のよりして狭き
知も水の関隘とて亦、陸地を
山の西方よりしてその向の狭
知も陸の関隘とて関をもめ
也

屯田

軍田は兵士の田を軍田の用を
兵士の俸となす

草場

馬の草飼場也

界石

地界のきりこみたる石、今榜示
札とよまふ類也

月城

門外の馬場とよみ

書符

平理のゴフウを書ると云

咒水

今云カゲ水也

冥冥會

神奈子ヲトリ 狂言を以て類し

散齋 致齋

散齋ハ輕く致齋ハ重し

神事ヲ執て齋以て之

招魂

一軍ノ死 他邦ノ死

骸骨ヲカキテ其ノ衣冠帶帛を備へ魂既も招く法を行へ葬式と云ふ也

公罪

公事ヲ就て不慮ヲ取公ノ

違ハヤシ罪也

私罪

心ナリトモ罪也

故失

故ハ力ニシテ失ハルヤカニ云ふ也

許しん用ひるもさうさばらうし

差撥

事をもりおろそかしてつらうし

出身

唐国子進士出身
更出身より

官人の子なりあがるおとたのし

自存

独立のまゝ

轉借

借りよみ夕かじ也

費用

ばらばら用ひる

移易

物と官物をとりかへる

抄没

所籍没抄奪せしむ

引見

引見し出づる

高次

とより高のたより也

囑託

部 俗子よりクノコト也

部 領

支配以ることし相撲部領使を云
マヒノコトリツカヒトコリコトリは
事一執行よりし

供 給

供子よりコリ後し也配分し

追 尊

仰やうらうら一活命もよりかひり
也

估 價

物の直もつものことから返す也

管 領

スベツカサドルもの長閑をい召連
き管領と云ふ

造 意

企し

自 盡

自殺し

歐

人を打つこと

解送

クニサカ也 打ちつゝの外の義も用

監禁

牢より下つこと

雜罰

犯言し

故勅故禁

故ありんば罰なきこと 拷問はく杖

故勅より故禁を罰者と牢

ムツこと

鞠獄 鞠問

センギ以てし

埋没

跡をうけしり方なきこと

差人 差使

使をまつりし

折乾

運漕の糧米を賣りて貨物の如

くさるといふ 本ナ色 糧米も失也

乾より乾 乾没とん 乾くひり
と氷鑑より水次折乾不乾 本根
未而折收 財貨とるや

身故物故
身故故 以るをよ 乾没るとし

自首
自首 以るをよ

一體
一掃とらふや かな

糶賣

賣 一掃とらふや 乾没とるや

興販

物の直の高きをも 行へ 賣今迄の
買直しの買 其の類也

名下

支配下と子 其の名下と云

坐視

其の事を見居 其の事と云

不執

不謀反し

壽放

亦以也 今部説 其人能也 西内能也

内府外府

職原抄頭書子大極殿南門曰

閤門於閤門内行公事之大臣

曰内辨又於閤門外行公事之大

臣曰外辨公大臣之所務也

官符

大波官より云々符の符の今の

書付し

移

ウツスと刻どし諸官相互に公事

を達し以る書付し

解

トクと云我の通細も解致し之詳

中込める書付しやより上り考る

書し

祝部

ハフリは後よみ祝部と部類

の義の

贅辞

神の願の事と中次税印

神戸

神領の百姓の家

名帳

主人の名前帳に主人の名前をうりて
成記に

戸籍

百姓の名前帳

雑戸

職人をと云

本司

まじりの司をと云 大工ハ木工令成
本司といふ業工は権業家を本
司と云ふに依る支配の役所といふ同

至等

御座天子と中次

神子の義に伊勢方鹿島子あり

寂

方術の寂と云匠の寂は日勤の役を
寂とりよ名目あり

番上

上は只元帥より非番向をありて
勤仕修る此番上とりよりも番日

長上

長いと云し人上はツ志の我し日勤子
仲とあるは子

色判

イロの品ありは子

直丁

トノ井ヨホ口と云我し志直の丁

節級連坐

一人罪ありは其連坐の者残は
罪子と云と云るを連坐と云常級は
と云し其罪子次芽方をと云る

納金

大中少納金あり今、掌初の役と
は日なり定家ありの納物

と云ふより今の所用の取

次と相似る言こ

教

上カ中カ上カこ教はカこカ表カの表

同

宣旨

仰の旨を中一宣カこカ教表宣旨カ

大細言の可考カ

侍従

今の所用取次カ同天子カの侍カ従カ

よの若こカ

清道

清カ上カ中カ清カこカ進カのカ

道

驛

海を従来カの官人カ馳カ鏡カ地カ統カ行カ

て是中カのカ道カ民カ行カこカ今の所味

印のカとカのカ鏡カ地カ澄カとカ侍

馬カ馳カ馳カとカ今カのカ所カ澄カ文カのカ表

今カのカ所カ澄カ文カのカ表

の物も同じ駢箋 月次

内印

天子の片印

外印

大政官の印 又官印も

傳符

符の證文に接する地 總身以の官
人よりまよふ 存るに 駢箋を以て

官印

大政官の印の外印も

飛脚 駢箋

飛脚 名鑑の身は 駢箋 駢箋は存
の仕はれ 文初 何とよめ 駢箋は馬子
つげん 所用の趣をも 駢箋も 存る
の 駢箋印 以て 駢箋

上日

勤日 此の 妻のり 上は 何と云と 訓
あし 上 上 上の上 上 上 駢箋は 上

通事 駢箋

許人をも 呼ぶ 以て 上

後援使部

後援 今の時味

杉

多りとも知るともむいほ

市

日の字をとりてえ子自ら事をほ

とていかわ

西復美

上書と申筋有(返却)方あり

再び考るるをも西復美とて

内舎人

奥向の役人 今の所 庭まの比

季別

春夏秋冬の季とて

女王

二世以下をいふえりの所 孫あり

世ありともかまとも

女

二世ありともいふ

擬

天子の御院にいらしむも擬ハ
クシ字書に擬準也とのめ

規 誄 規はスス也誄はカスル也 義の御子以忠正君を規以儀匡之曰

誄とススして小事を誄るもよ

献 啓 献はミミ也 稽、シリソクル也君の献をシリソク

啓 啓はミミ也 誄しむるも一職を負ふ

義の御子君所謂可而者否也臣
稽其否以成其可君所謂否而

有可焉五献其可也 稽其否也
とくえて大事をつとふことも献啓と
よひかるゝ規誄といふこと

宮人 クミンとよむ 宮中の女

史生 大録小録のふつふい後こモノカキ也

よあむ

侍従 侍側のこと

監物

倉庫の物の出納を監の役大少
監物あり

管籥

管籥の籠籠の籠と籠籥籠の籠と籠一籠の籠と籠一籠の籠

園司

女の門守あり

同司

同役所、中子居りし司と同なる

一司

各為一司せざりし被擧りしが

ついで中務者の門をかりてその門内

より長屋をかりて居るを被擧といひ

且録以上は中務の役所の内子居りし

内記監物より被擧といひ中務の

門内より長屋をかりて居るなり

被擧

役所のなまをもりあめの役所内を
かりて所用向も取扱はスべし

中務者の被擧
侍従大匠大内
記なまの疑

の役可し

廳事

中務省の言院

直丁

諸國よりあつて 中問

中宮

今の武家の自向

啓

天子の中上とて其をいふ中宮東宮
をい啓といふ

長官定具者直

序末の日の教もあつて勅を以て
をいふ勅方解をいふ吟味はつとて

假使

假と使と二つをいふ假の考ふの假も
いふあつて今假といふ月ふつ日假といふ
さつといふ使い使

六假

月ふつ日假といふ

京外

宮内より對しん京外より京都の如と
み新またみ及書と云ふ為しん地下
とみあつしん

滲色

表紙を海し紙を黄泥黄柳みん
深し

得考人

考公がうららしく考謀を隠るを
身ハの付る人し

功程

手向の日程の向をいしんしんはけ寫
書ハ手向何日程かいりしとみし

紙戸

紙漉の百枚も雜戸の内し西好し
もまき者し

氈褥

今の毛氈し

年料

一年分の入用料し

別勅用物

身利の定式に別勅用物の臨時所
入りの物に依つて別勅とある定りの
所の臨時にありとす

蔵部

倉庫の出納の役命する者

靴履

帛の履に木をこする者

百濟手部

百濟より細工人をもつて送る者

租

。従文子租田賦也

。又記孝文本記子租田賦也

。同馮唐何子軍帛之租注子認軍中

立帛帛有租即租也

。漢書昭帝紀子罷權酷官令民

得以律占租注謂令民責而以

所得利占而輸其租

。文獻通考子有田則有租

○田令新解子田賦為租 才人こアタラ

作ラシメ秋ニ至テ稻ヲトルヲ租トスモカニ

租税、田ノイクスガシ 民部省司シ

○身賣ノ品ニ至テアリ 唐ノ代租庸調ト云

丁男一人ヨリ粟ニ斛ヲイクス是ヲ租

ト云

○唐書食貨志子授田者丁成輸粟

二斛 稻三斛 粟之租

○租田賦庸ハ口賦 調ハ戸賦

○倭國雄略云唐租庸調租也於四

ノ又云租者地之所養也

○租ハ年貢ノ一

○金段租稻ニ束ニ把町租稻ニナニ

束新解云田賦為租又云段地獲

稻五十束束稻者得束五升也即

於町名次ハ町子百束也コノモリニテ

三百六十坪一段ノ知ヨリ束ノ出ル

也十束其内ヲ二束ニ把ラ年貢ト

上ルニ米ミシテハ一段ニ君カシノ内ヲ
多クテ一ケ一ケ分ルニサカ方ノ多
税ニテケシオモシ

○租庸調舊法ハ一人ノ身ヨリツモ
リ出シテ十八已上六十一以下ノ内ニ田
ヲ割後シテ税ヲ取ル

○唐ノ租庸調高本朝金ノコト依ル
租 有田則出 歲輸粟二石

庸 有身則出

絹綾純布

調 有家則出

歲役二十日
不役出絹布

○古今草如子唐高祖定租庸調法
○有田則有租有身則有庸
○有戸則有調

○賦役令子臨時用之 郡縣ヲ用フ郡
租六日租又三日割テ一ヲ大稅ニテ
梁穀ニテ郡縣ト云是ノコト官稿

賦役令

○神祇之祭，新穀之入，稅之。是曰賦。
 新穀之入，稅之。是曰賦。
 ○民部之入，稅之。是曰稅。
 上之入，稅之。是曰稅。
 野之入，稅之。是曰稅。
 ○民部之入，稅之。是曰稅。
 社稷之入，稅之。是曰稅。
 買用。

調庸

調庸，家位庸。夫役之，文獻通考。天子有
 田，則有租。有宗，則有調。有身，則有庸。
 天子之調庸，大風者，司之。
 ○調，一軍役之。士卒，其力之起也。杜
 氏杜典。天子調者，猶存古也。調者，
 兵車之名也。此意，直敘人之財者。
 手。

○考以什和庸。調十三。定公丁酉，一人。

三テ此三ヲ出ス租ハ粟ニ斛シ又土產ニ依テ絹帛麻布ヲ出スハ調シ又一年廿日役ニカフモシ夫役ニ出サレハ其代リテ帛ヲ一日分三ノ人ニ是ラ庸ト云庸布庸綿ト云ト名モクシユ云

○租ハ田賦庸ハ口賦調ハ戶賦也
時ニ戸調ト云ルモ戸賦ナレバシ

○恒國雄略ニ唐之租庸調租出於田調出於家庸出於身ト云又云民之

所以供上之念者三田租曰調曰庸租者地之所當出調者兵之所當出庸者歲之所當役也故使之納粟於京以為田之租入布帛以為兵之調歲役其力不役則出其力之所當出為役之庸
○庸ハ夫役調ハ家役ニ布帛
帛ヲクタクシテ唐法ニ同シ
○本朝ニハ唐ノ法トクテ貢ト云モク賦稅

人ニテ正丁一人ニ准ス中男ハ十六ヨリ
 廿ニテノ者シ此外ニ又雜物ト云モ人
 アリテ鉄塩麴鹽菜山海
 藻等ノ數正丁一人ヨリ出スルアリ
 又調ノ副物ト云テ紫葛木綿漆
 葛等ヲ出スル品ニテ是ラ合テ
 兵ニ調ト云ソノ品目ノ詳ナクハ合テ
 又之

税

正税

○後文ノ税租也
 ○魚穀ノ税歛也
 ○漢書食貨志ノ有賦有税税租也
 什一及工高虞衡之入也○又云税ハ
 信郊社宗廟百神之祀天子者
 養民百官祿食無事之費
 ○身穀ノ税田賦也
 ○漢書刑法志ノ畿方千里有税

△注ノ所多
 一語ノ十
 衡虞衡不
 在取也
 巧之作高有
 利衡虞取
 之材也

税租
 入也
 一也高
 五有殺
 行取之
 也

有賦。注。所古曰。稅名曰。租也。

○急就篇。子。欽財曰。賦。欽穀曰。稅。

○續紀。延。丁。曰。年。七月。子。正。稅。者。曰。家。之。

資。水。旱。之。傷。也。

○江次。昇。子。正。稅。者。言。物。也。公。廩。者。曰。

司。各。如。方。也。

○傳。名。州。子。正。稅。公。廩。各。畿。許。東。本。

稿。一。束。一。把。雜。稿。一。束。一。把。

○正。稅。公。廩。雜。稿。出。奉。一。束。一。把。稿。上。云。

正。稅。本。歲。末。一。多。貢。米。束。一。把。納。子。

不。動。倉。上。戶。一。加。リ。ニ。ツ。カ。ハ。又。本。歲。末。入。

才。千。圓。用。ノ。設。テ。貯。オ。ク。一。公。廩。一。官。

如。ノ。名。三。役。所。一。一。役。所。入。用。

及。給。分。ノ。末。一。雜。稿。一。小。出。一。ノ。雜。

用。一。心。一。正。稅。ノ。不。動。倉。ノ。一。本。稿。

ト。モ。本。款。ト。モ。云。一。對。一。テ。雜。ト。ハ。云。也。

出。奉。上。一。貸。附。米。一。一。姓。一。若。種。

ヲ。貸。一。テ。一。利。一。一。納。一。一。元。一。

出シテ利ヲ奉ルルニシテ出テ奉ルト云
十束ノ稻ニ三束ノ利稻ヲソフテ
ナニ束ニシテ秋迄納スル

箱稻

○^サ門^カ端 諸國所貯正税穀者自
非^サ束^カ官不得出奉

○^サ社^カ社令^カ氣^カ前^カノ和^カ税^カ者^カ是^カ是^カ田
賦^カ唯^カ新^カ輸^カ田^カ租^カ徑^カ貯^カ田^カ税

○可成後、一所ノ田ヨリ米廿五石トル
ケ内正税ハ一石一斗ニ位田職田ノ
税ヲ出サズ又云公田ヲ耕ス民ヲ
良民トス是ハ武士ニ正税ヲ一所ノ
田ヨリ一石一斗ニ出シテ外ニ徭役
ラトム私田ヲ耕スモノハ奴婢ノ耕
田ノ米ハ残ラス主人ノ毛トヤル己ハ
口分田ヲ持テツレカリハ税ヲ出サズ
良家ノ口分田ハ二段アリ現米廿石

稅一斗一升出^レ奴婢人口分^レ田^ノ
ソ^ノ三令^一之^レ現米一石^ノ斗^一之^レ今^ノ
百^レ以^レ三^ノ奴婢^ノ數^一

○江^ノ次^ノ茅^ノ田^ノ丁^ノ租^一子^ノ正^ノ稅^一之^レ解^レ雜^ノ稻

○江^ノ次^ノ茅^ノ田^ノ丁^ノ租^一子^ノ本^ノ款^一者^ノ田^ノ司^ノ貯^レ積

之^レ惣^ノ名^一也^ノ正^ノ稅^一之^レ解^レ雜^ノ稻^一出^レ拜

子^ノ也^一云^レ正^ノ稅^一者^ノ官^ノ物^一也^ノ之^レ解^レ者^ノ

田^ノ司^ノ各^ノ處^一方^ノ也^ノ雜^ノ稻^一者^ノ有^レ諸^ノ色

○修理^ノ田^ノ方^一寺^ノ料^一米^一也

○^ノ氏^ノ部^一式^一斗^一料^一為^レ米^一八^ノ斗^一也^一

○^ノ氏^ノ部^一式^一斗^一料^一為^レ米^一八^ノ斗^一也^一
大^ノ炊^ノ寮^一内^ノ藏^一米^一一^ノ斗^一凡^ノ數^一之^レ多^一

皆^レ正^ノ稅^一之^レ用

公之解

○正稅等之正稅者官物也公之解者國

司各知也

○和名加子正稅公之解一末一把本

稻一末一末一末

○續紀天平七年之月二

○公之解一國字已下割天賜

公之解

○又世祖志平國公解神用度後國緣
海郡正稅穀

○又世祖鎮守府公解給書國并相授

國

○又世祖府處分公解神十分大彙

十分中少氣也分總三分典二分主

神主之博之明法博之吉博之一方

大半主城陰陽即運即等即

去和主厨一方也 大智通子一方也

半史也好即新羅譯總條

仗一方

田在在諸司職方四ノ一職方田也

○以了高成五十三上ノ職田也公解

四

○後古本紀室是六年一月度后諸

國公解四方一ノ刻取テ在東京傳

祿ヲ受ス日十年十月乙酉止ラレ

○江次第ノ四ノ公解者國司知方也

新稿本稿

本款新稿

和名あり本稿——末新稿——末

一〇把〇新稿臨時の用と交り兼し志

一〇国を救急料と号し救急料一〇

一〇續記四十一ノ六ノ下ノ三

一〇又和名あり本款——末新稿——

一〇末一〇把〇新稿本稿の附り附し

一〇中りあり本稿

一〇三ノ式と正税公廩のり子寺料

○雜稽ト云ハ本稽ノ内ニテ法名國方
 考利ホミルヲ云正公本雜ト和名
 州ニ方ヲ下正公雜ノ三稽ノソノ雜
 稽ノ内ニ本稽稽ト又ワカル
 ○江次考州ニ雜稽者有諸色
 修理國方考也

貢

○説文ノ貢獻功也
 ○也礼注ノ貢功也
 ○高雅ノ貢上也薦也
 ○書禹貢流ノ貢從下獻上之稱
 ○唐書ノ貢ハ賦稅ノ外アリ本朝
 ハ國ノの調内ニテ和庸調貢
 ノ内ニ別ノ貢ノ名ナシ且内雜物ト
 云トキハ塩鉄菜菔又且正貢ノ數

ホト出ヤハ調ノ節布ニルザル丁ト及

賦

○賦役令新解子賦者欵也調庸及

新倉諸國貢獻物等考賦也

○書禹貢疏賦者自上稅下之名

○急就篇子欵賦曰賦上欵教曰稅

○欵存日子賦音付責取也

○說文賦欵也

○楊子方言子賦勅也注子賦欵所以

擾勅民也

○後書刑法志子錢方千里有稅有
賦稅以是食財以是兵注子賦謂
從賦歛財也

○同食也注子賦其車馬甲兵士徒
之役充海之舟楫賜予之用也

○同志注子帥古曰賦謂計口發財

○賦役令身窮了秋云說文曰賦歛也

秋見職負令役使也謂賦歛役

使令耳疏云役人身輸所物也

賦役身曰役皆與課役同耳也

穴曰賦歛也氣而姓所出之物官

歛贏取土地所成進公之賦從

此氣與所加讚博士云讚云

賦役令尚書曰其賦惟上之錯

注云賦謂土地所生以供天子也

文云賦歛也謂賦歛役使令身

已下

此曰二字

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

賦

漢書刑法先刑二因井田而制
軍賦之賦方千里有稅有賦稅
以之食賦以是兵三
此子亦古曰稅
者田租也賦謂及賦斂財也
。賦之軍役也

[Small vertical text on the left margin]

役

○賦役令、新簡の役者使也。歳役、能
信等、為役也。

○同身、解の役、身、曰、役、皆、与、同、取
也。
疏云、役、以、身、勤、所、惣、曰、賦

○王、公、之、使、役、也。正、額、之、使、令、也。役、也。

○課、役、ハ、課、ハ、成、丁、以、上、筋、ヲ、出、ス、ノ、役

ハ、夫、役、ニ、ツ、カ、ル、ノ、コト

Blank page with vertical lines for writing.

大炊の御子(一)

○藤原の御子(長江)公の御子(藤原)

○藤原の御子(藤原)公の御子(藤原)

○藤原の御子(藤原)

○藤原の御子(藤原)公の御子(藤原)

○藤原の御子(藤原)

○藤原の御子(藤原)公の御子(藤原)

家

永業田 家田

唐の高祖武徳七年均田賦税之法

二十畝ヲ永業田ト云テ代々ノ家督ニシ

テ子孫ニテモ是ヲ傳授ス且其男女

二口分田トテ倍ノ是ニ一代限シ

○東大寺古文書ナドニ家田ト云モノアリ

之ニ皇國ノ永業田ナルベシ

○永業田ハ代々ノ家督ニテ官民トモニラシ

アリトトニ科アヲテモ且一ノ下ニオ

永業田

力、一之通曲、子諸、永、孝、田、皆、何、子、孫、
不在、收、授、之、限、子、孫、犯、除、名、者、
所、承、之、地、每、不、止、

地子

通雅、子、負、觀、以、職、田、依、進、還、分、負、
之、每、畝、給、粟、二、斗、謂、之、地、子、

○地子、の、家、田、口、分、の、外、
新、田、公、田、こ、し、こ、し、ラ、債、租、セ、云、債、租、

田、ト、云、コ、シ、コ、リ、ヤ、ス、ラ、地、子、ト、云、故、
地、子、ノ、名、アリ、

○主、稅、式、上、將、
口、分、田、來、現、之、間、徵、其、地、子、



德和堂書